

耐震改修が行われた耐震診断義務付け対象建築物に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)

建築物の耐震改修を促進し、地震発生時における人命・財産の被害の防止を図るため、耐震改修が行われた耐震診断義務付け対象建築物に係る固定資産税の減額措置を3年間延長する。

施策の背景

- 切迫する大規模地震から人命・財産を守るため、既存建築物、とりわけ不特定多数や子ども・高齢者等が利用する大規模建築物等(耐震診断義務付け対象建築物)の耐震化は喫緊の課題である。
- 「令和7年までに、耐震性の不足するものをおおむね解消」するとの目標の達成に向け、予算措置と相まって、耐震改修を引き続き促進する必要がある。



地震により崩壊した大規模店舗
(写真提供:神戸市、国土交通省にて一部加工)

『経済財政運営と改革の基本方針2022』(令和4年6月7日閣議決定)

近年の災害を踏まえ、…建築物の安全性向上、…等を推進

『防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策』及びこれに基づく中長期目標一覧(令和2年12月11日閣議決定等)

住宅・建築物の耐震化による地震対策 ※中長期の目標:耐震性の不足するものをおおむね解消(令和7年)

耐震診断義務付け対象建築物の早期の耐震診断・耐震改修を図り、地震による崩壊・倒壊を防止する。

『国土強靱化基本計画』(平成30年12月14日閣議決定)

住宅・建築物の耐震化については、…住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置…などのあらゆる手法を組み合わせ、耐震化を進めていく

〈関連〉社会資本整備重点計画(令和3年閣議決定)、国土強靱化年次計画2022(令和4年国土強靱化推進本部決定)等

要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税】耐震診断義務付け対象建築物で耐震診断結果が報告されたもののうち、政府の補助を受けて耐震改修工事を完了したものについて、工事完了の翌年度から2年間、税額を1/2減額(改修工事費の2.5%を限度)。

結果

現行の措置を3年間(令和5年4月1日～令和8年3月31日)延長する。

〈耐震改修工事の例〉



補強材(筋かい)の設置